

参加
無料

働き方改革への対応セミナー

開催のご案内

2023年4月1日から中小企業に対して適用となる月60時間超の割増賃金率の引上げを含む改正労働基準法のポイントや働き方改革への取組事例などを説明します。

2023年

1月20日^金

1月26日^木

いずれも14:00 - 16:00

※1月26日は建設業の企業を対象とした内容となります。

〈プログラム〉

- 1 働き方改革にかかる労働時間法制の見直し 40分
(岡山労働局担当者)
- 2 働き方改革取組好事例 40分
～長時間労働・同一労働同一賃金について～
(岡山働き方改革推進支援センター担当者)
- 3 カスタマーハラスメント対策 25分
(岡山労働局担当者)

裏面および岡山労働局ホームページ
「働き方改革への対応セミナーを開催します！」の
ページをご確認の上、お申し込みください。

対 象 事業主の方
人事労務担当者等
定 員 各回300名（先着順）
開 催 方 法 オンライン
(Zoomウェビナーを使用)

主催 岡山労働局 岡山働き方改革推進支援センター

ご参加にあたって

- ・ Web会議システム「Zoom」を使用します。ご利用にあたってZoomアプリのインストールなど事前に準備していただく必要があります。
- ・ 指定されたアドレスにZoomの参加URLを送付します。
- ・ セミナー受講後は、アンケートにご協力ください。
- ・ 開始時間の5分前にはスタンバイしてください。
- ・ セミナー受講は無料ですが、通信費は参加者のご負担となります。
- ・ 申込者以外への視聴URLの転送・共有はご遠慮ください。

お申込み方法

- ・ 下記岡山労働局ホームページ「働き方改革への対応セミナーを開催します！」のページにアクセスします。
※岡山労働局HPトップページの「新着情報」または「イベント情報」からアクセスできます。
URL https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00880.html
- ・ オンラインでの申込みが難しい場合は、下記お問合せ先にご連絡ください。
- ・ お申込み後、自動返信メールが登録アドレスへ送付されます。
- ・ 申込みの締切は1月20日開催分は1月17日17時、1月26日開催分は1月23日17時とします。
- ・ 説明会当日に使用する資料は、開催前日までに上記岡山労働局ホームページ「働き方改革への対応セミナーを開催します！」のページに掲載しますので、適宜、ダウンロードして印刷するなど、参加に向けた準備をお願いします。
- ・ 説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。



お問い合わせ先

お問合せ受付 9:00-17:00（土・日・祝日を除く）

岡山働き方改革推進支援センター

〒700-8556 岡山市北区厚生町3丁目1-15 岡山商工会議所8階

TEL 0120-947-188 FAX 086-223-5733 E-mail okayama@task-work.com

▶働き方改革関連法の主な改正内容◀

法律名・項目		内容	大企業	中小企業
労働基準法	時間外労働の上限	時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が上限。	2019年4月1日	2020年4月1日
	年5日の年次有給休暇の確実な取得	使用者は年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければならない。		2019年4月1日
	中小企業における割増賃金率引上げ	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%に引上げ。	—	2023年4月1日
労働時間等設定改善法		1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）の確保に努めなければならない。	2019年4月1日	
パートタイム・有期雇用労働法		同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。待遇に関する説明義務の強化。裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備。	2020年4月1日	2021年4月1日
労働者派遣法		派遣労働者について、派遣先に雇用される通常の労働者との間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。待遇に関する説明義務の強化。裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備。	2020年4月1日	